



2017年5月2日

各位

スパークス・グループ株式会社
代表取締役社長 グループ CEO 阿部 修平
(東証JASDAQスタンダード:8739)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2017年5月2日開催の取締役会において、2017年6月7日開催予定の第28回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

■ 変更の理由

株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会および取締役会の招集権者並びに議長を、取締役社長から取締役会においてあらかじめ選定した取締役に変更するものであります。

■ 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長) 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長に任ずる。</u></p> <p>ただし、<u>取締役社長</u>に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役にその任にあたる。</p>	<p>(招集権者及び議長) 第 13 条 株主総会<u>の招集権者及び議長は</u>、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ選定した取締役にそれぞれその任にあたる。</u></p> <p>②前項の取締役に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役にその任にあたる。</p>
<p>(取締役会) 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長に任ずる。</u></p> <p>ただし、<u>取締役社長</u>に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役にその任にあたる。</p> <p>②取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間短縮することができる。</p>	<p>(取締役会) 第 21 条 取締役会<u>の招集権者及び議長は</u>、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ選定した取締役にそれぞれその任にあたる。</u></p> <p>②前項の取締役に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役にその任にあたる。</p> <p>③取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間短縮することができる。</p>



■ 日程

定款変更のための株主総会開催日 2017年6月7日
定款変更の効力発生日 2017年6月7日

■ 本件に関するお問い合わせ先

スパークス・グループ株式会社 経営管理部
TEL : 03-6711-9100 / FAX : 03-6711-9101